

## 内閣人事局と日本国家公務員労働組合連合会とのやりとり（概要）

日時 平成26年10月6日（月） 13：30 ～ 14：00  
場所 合同庁舎8号館会議室  
人数 先方） 宮垣委員長 外8名  
当方） 笹島人事政策統括官 外6名  
案件 人事院勧告の取扱方針について（最終回答）

### 国公労連

本年の人事院勧告の取扱いについては、前回の交渉で「政府としては人事院勧告制度尊重の姿勢で対応していく」との回答だった。それに対し国公労連として、公務職場の厳しい実態や切実な声を受けとめ、給与関係閣僚会議等では、政府・使用者の立場で、私たちの要求を反映していくよう求めてきたところ。

とりわけ、給与制度の総合的見直しは、地方に勤務する職員や高齢層職員への、理不尽な賃金引き下げを内容とするものであり、中止するよう強く求めてきたとともに、労働条件の不利益改定となる総合的見直しについて、国公労連との議論を尽くすよう求めてきた。その上で、退職手当についても、総合的見直し実施の如何にかかわらず、現行の支給水準を維持するよう求めてきた。

近く、第2回給与関係閣僚会議が開催されると承知しているが、これまでの交渉経過を踏まえた上で、政府として給与関係閣僚会議に臨む方針について、回答を求める。

### 内閣人事局

本年度の国家公務員の給与の取扱いについては、去る8月7日に人事院勧告が提出されて以来、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、国政全般の観点から政府部内で検討を続けてきたところ。

その結果、明日、第2回目の給与関係閣僚会議を開催し、勧告どおり平成26年度の給与改定を行うとともに、給与制度の総合的見直しを行うことが決定される方向である。また、国家公務員の退職手当制度については、職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう、必要な改正を行うことが決定される方向である。

給与関係閣僚会議で決定がなされれば、その後の閣議において、公務員の給与等の取扱方針及び必要な法律案について決定されることとなる。

本日の回答は以上である。何卒御理解いただき、今後とも、国民の信頼に応え、公務能率及び行政サービスの一層の向上に努めていただきたい。

### 国公労連

内閣人事局は、使用者機関として一般の行政機関より高く位置づけられたことから、初の人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定を前に、その対応に注目してきた。

しかし、この間の交渉を含め、本日の回答は、国公労連の要求に正面から向き合ったものではなく、きわめて不誠実な対応と言わざるをえない。

明日の閣議で、勧告どおり給与改定を実施するとの回答だったが、給与制度の総合的見直しは、職務給原則を踏みにじり、賃金の地域間格差拡大や、年齢による賃金差別に

より、地方に勤務する職員や、高齢層職員に賃金引き下げを強要するものであり、断じて認められない。災害対応、復旧対応には多くの出先機関に働く国家公務員が、不眠不休で対応して、暮らしの安心・安全を支えている。

給与制度の総合的見直しは、こうした地方に働く職員の生活を直撃する賃金引き下げに他ならない。また、総合的見直しを行えば、地方公務員や地域の民間企業に広く波及をし、地域経済が冷え込むことは明確である。政府が目指してきた方向は地域経済の活性化、雇用機会の創出という地域の再生であり、総合的見直しはそれに逆行する施策である。直ちに撤回をして、公務員賃金の改善を目指していくべき。

退職手当については、措置が国公労連に正式に説明されてから、半月足らずの短期間で決定することなどは許されない。退職手当の労働条件性や、官民比較の是非とその方法、調整額の在り方を含め、あらためて労使で議論し決定すべきであり、退職手当の在り方についても早急に検討を開始すべき。

少なくとも現時点では、総合的見直し実施の如何にかかわらず、退職手当の水準は維持されるべきであり、退職手当法附則第24項を削除して現給保障額を含めた本来の俸給で算定し、現行水準を維持するよう、繰り返し求めてきたが、政府から回答がないのは不誠実である。現時点で、我々がぎりぎりまで譲歩した上での提案であり、回答を求める。

退職手当は、明日の給与関係閣僚会議で決定するべきではない。本年の給与改定とは切り離し、我々との交渉・協議を尽くしたうえで決定するよう、あらためて要求する。

## 内閣人事局

政府としての基本的な考え方は先ほど申し上げた通りである。

災害対策、復旧等で公務にまい進している現地の職員に対しては、政権としてもそのような実態について認識をしている。また、国民もそういった公務員の働き方に対して理解を示してくれているものと思う。一方、給与制度、あるいは給与水準に対しての国民の理解は非常に重要であり、その基本的考え方は、人事院勧告制度を尊重していくというものであり、今回の総合的見直しについては、人事院としても国民の理解を得るといった観点を踏まえて勧告がなされたものと考えている。

景気との関係でいえば、今回プラス勧告であること、あるいは3年間の現給保障があることなど給与制度の中での一定の配慮という方向性を出しているところであり、政府としては地方創生も含めて様々な景気対策によって地域経済を活性化させていくといった基本的スタンスに変わりないことは理解いただきたい。

退職手当については、協議期間が短かったとの指摘であるが、今回については、給与の総合的見直しの中で出てきた論点であり、人事院勧告が出た後でしか議論できないものだったことは理解いただきたい。退職手当制度が間違っている、水準がおかしいといった話ではなく、あくまで俸給月額の下げにともなって、退職手当で見れば平均2.6%の引下げが起こることから、これをどうするかということであり、その辺の問題意識については皆さんと同じだと思う。制度そのものが間違っているという議論ではないので、政府としては、先ほど指摘のあった附則第24項もそうだが、調整額が設けられた経緯や調整額の趣旨等を前提に職員の立場に立って平均2.6%をどうするかということや、国民の理解が得られるような観点でも考えてきた結果であり、理解いただきたい。

## 国公労連

退職手当の見直しについては、今回の見直しを行っても下がる職員がいることは事実である。人事院勧告と直接関係のないところで連動した結果とはいえ、今回の退職手当の見直しは労使で話し合っただけのものだと思っている。特例減額措置の時も、十分な労使交渉を求めたにもかかわらず、一方的に閣議決定の前日に協議・交渉を打ち切って決定した。今回についても同じように十分な労使協議も行わずに閣議決定を行うことは納得がいかない。十分労使で話し合っただけで、退職手当の見直しを行えばよいのであって、明日の関係閣僚会議で決めなくてもよい話である。公務員賃金の引下げは、地域経済の疲弊を招くものであり、退職手当については、明日の給与関係閣僚会議では検討しないようあらためて申し上げて、交渉・協議の継続を求める。

－ 以上 －

文責：内閣官房内閣人事局（速報のため、事後修正の可能性あり）